

地域街づくり計画

「四町まちづくり計画書」

歴史・文化の薫りのする安らぎのある住みよいまちづくり

「越前武生 - 北国街道界隈」



平成20年12月

(元町・本町・平和町・若松町・タンス町界隈まちづくり実行委員会)

四町まちづくり協議会

目次

1. 四町まちづくりに関する基本的な方針

〔1〕はじめに

〔2〕位置

〔3〕区域

〔4〕四町まちづくりの方向性

（1）基本理念と基本目標

（2）景観まちづくりの景観形成指針



2. 四町景観まちづくり事業に関する事項

3. これまでの取り組みの成果

〔1〕今日に至るまでの経過報告



寺 de ラテ（仁愛大：陽願寺）



屋台まつり（花嫁行列）

1. 四町まちづくりに関する基本的な方針

〔1〕はじめに

今年4月、私たち、四町まちづくり協議会は、越前和紙の産地である五箇地区と一緒に、越前市の「地域街づくり推進団体」に認定されて以来、大きな誇りと重い責任を感じながら、景観まちづくり計画の策定に向けて、四町より選出された34人の住民代表の皆様と、ここにある歴史と伝統を生かしたまちづくりについて意見を出し合い、夢を語り合ってきました。

幸い、昨年取り組まれた景観街づくりのワークショップで、「景観・街並みデザイン、回遊ルート、住民活動」などの基本的方向がまとめられていました。私たち検討委員会は、これをベースに景観基準や協定の進め方、そして、住民活動の在り方について深く掘り下げていくうちに、紫式部も通ったであろう旧北国街道の様子が今も残されており、日本中でも数少ない貴重な遺産であることを知りました。

そこに住む私たちが、いま取り組もうとしている景観まちづくり計画は、その貴重な歴史遺産を誇りとし、生かすことの大切さを学ぶ機会でありました。これを具体的に表現したのが「越前武生」の名を掲げたまちづくり憲章であります。元が辻の存在も大きな資源として生かしていく責務があります。出来上がった景観まちづくり計画を四町の皆様にお示しした説明会では、「このまちづくりは、地区民が力を合わせて取り組む責任がある」との声も聞かれました。

各地域で景観まちづくりへの紳士協定も進み、まちづくり憲章に示す基本理念を目標に、四町が和と輪で一体となって、住む人にも、訪れる人にも、楽しく散策できる魅力あるまちづくりが始まることが期待されます。これらの取り組みは、必ずやその地域の風格を高め、価値を高める壮大な実験であり、その成果を後世に伝えるためにも、地域の皆様のご協力をお願い申し上げる次第であります。

景観まちづくり計画が完了したことにあたり、この計画づくりに熱心に取り組まれた検討委員各位、そして、ご指導、ご助言いただいた関係各位に心から感謝の意を表し、ごあいさつとします。

平成20年12月吉日

(元町・本町・平和町・若松町・タンス町通り界限まちづくり実行委員会)

四町まちづくり協議会会長 関 俊雄



大宝寺「しだれ桜」



聖徳太子堂（歴史的建造物）

〔2〕位置



〔3〕区域



- (1) 区域の面積 約20ha
 (2) 区域の境界
 東の境界…(都)武生縦貫線
 西の境界…河濯川
 南の境界…(主)武生・米ノ線
 北の境界…(都)松原線
 (3) 区域の考え方
 元町、本町、平和町、若松町行政区域とする。



〔４〕まちづくりの方向性

（１）基本理念と基本目標

まちづくり憲章

わたしたち四町地区の住民は

- ・ 歴史、伝統、文化に彩られた、住みやすいまち
 - ・ 商いと住まいが共存する元気な町
 - ・ 楽しく散策できる魅力ある街並み
- 四町まちづくり憲章を宣言します。 を目指して

四町（越前武生 北国街道界限）まちづくり憲章 作・伝・育・広・守

- ・ 子供からお年寄りまで 暮しやすい「たおやかな町」を作ります。
- ・ 「北国歴史街道」の歴史・文化の薫りのある街並みを伝えていきます。
- ・ 匠の技が息づく「元気な町」を育てていきます。
- ・ 泉と緑をもとに 手を取り合い「やさしい町」を広げていきます。
- ・ まちづくり協定を守り「調和のある風景」を目指します。

基本理念と基本目標

地区全体

「住みやすく安らぎのあるたたずまい」を基本理念とし

- ・ 歴史・文化を継承し、連携・交流する町
- ・ 子供から高齢者まで安心して歩ける町
- ・ たおやかな生活が永続する町

タンス町

「匠の技がいきづく町」を基本理念とし

- ・ 歩いて魅力ある商店街
- ・ 住まいとお店が共生する町
- ・ 連続的街並みによる「にぎわい」の創出

北国街道

「北国歴史街道」を基本理念とし

- ・ 1300年の歴史・文化・産業を生かした街並み
- ・ 「武生物語」の体験・散策・交流できる町

戸が辻・寺社群界限

「北国歴史街道」を基本理念とし

- ・ 1300年の歴史の薫りがする風情ある街並み
- ・ 歴史・文化を体験・散策できる町

を目標とする

を目標とする

を目標とする




を目標とする。



(2) 景観まちづくりの景観形成指針

四町景観まちづくり計画実現のため、地区全体の景観まちづくりの景観形成指針を定めました。景観形成指針に基づいた、住みよいまちづくりを進めるため、住民の皆様の御協力をお願いします。

地区全体の景観形成指針

		基準の内容	基準に沿ったイメージ
建築物及び工作物	規模及び位置	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的な町家景観に代表される四町地区の街並み景観を阻害したり、突出した印象を与えたりしないよう、建築物及び工作物の規模及び位置に配慮する。 ・建築物の高さ及び壁面の位置は、できる限り隣接する建築物に揃える。 ・建築物を後退させる場合は、街並みの連続性を損なわないよう、門・塀等を設置するよう努める。 	
	形態及び意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的な町家景観や街並みの連続性、地区・境界の景観特性等、周辺の景観との調和に配慮した形態・デザインとする。 ・全体的に統一感のある形態・デザインとする。 ・門・塀は、和風を基本とし、周辺の景観との調和に配慮した形態・デザインとする。 ・回遊ルートに面する町家建築物及び蔵は、地区内の伝統的な建築様式に配慮した形態・デザインとする。 ・公道に面する建築設備等は、建築物との調和に配慮した修景に努める。 	
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観との調和に配慮し、低彩度の落ち着いた色彩を基調とする。 	
	素材	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観との調和に配慮するとともに、長期間にわたって良好な景観を保つことができる素材を使用する。 ・金属やガラス等の光沢性のある素材を壁面等の大部分において使用する場合は、周辺の景観を阻害したり、浮き出した印象を与えたりしないよう配慮する。 ・回遊ルートに面する町家建築物及び蔵は、地区内の伝統的な建築様式に配慮した素材とする。 	
	敷地の緑化措置	<ul style="list-style-type: none"> ・緑豊かな景観とするため、できる限り多くの緑を確保する。 ・植木鉢等を用いる場合は、和風のデザインを基本とする。 	
屋外広告物の修景措置	<ul style="list-style-type: none"> ・看板等の屋外広告物は、木製など落ち着いた素材とし、街並みとの調和に配慮した統一感のある形態・デザインとする。 		
土地の修景措置	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外駐車場等のオープンスペースは、和風を基本とした塀等の設置、もしくは緑化措置を施し、街並みの連続性、地区・境界の景観特性等に配慮した修景に努める。 		

個別の景観形成の方針と基準

四町全体の景観形成指針に基づき、次の4つの地区は、個別の景観方針と基準を設け、景観協定を結ぶようお願いします。

地区名	景観方針	各地区個別基準
若松通り・田方通り (仮称)	・住みやすく安らぎのある街並みを形成する。	-
北国街道(仮称)	・積極的に歴史的景観・雰囲気を創出する。	・建築物及び工作物の素材は、自然素材(越前瓦、漆喰、板等)を基本とする。
朧が辻・寺社群界限 (仮称)	・歴史的景観を保全し、和風を基本とした街並みを形成する。	・建築物及び工作物の色彩は、白、黒、茶等の低彩度の落ち着いた色彩を基調とする。 ・電柱広告の禁止
タンス町通り(仮称)	・商いが見える街並みを形成する。	・看板等は、木製で一店舗、一看板、屋号を原則とする。 ・電柱広告の禁止

2. 四町景観まちづくり事業に関する事項

(1) あんどん街道整備事業(ともしび街道)

主要回遊ルート及び田方通り沿いで、四季折々期間及び時間を決め、誘導フットライトを設置する。

(2) 回遊ルート緑化事業

回遊ルート沿いの空地、駐車場等に植栽や、各家庭前に花プランター(木枠)を設置する。

(3) 河濯川環境整備事業

川沿いの環境保全のための清掃活動及びホタルの育成を強化する。

(4) 地域を特徴化する各種イベントの実施

タンス町屋台まつり

四町連携したまつりの実施。

歴史的遺産を活かしたまちづくりの実施

朧が辻、太子堂、陽願寺前、各町内の広場の利用など

四町歳時記

春祭り、夏祭り、秋祭り、冬祭りの実施

(5) 「語り部」の養成

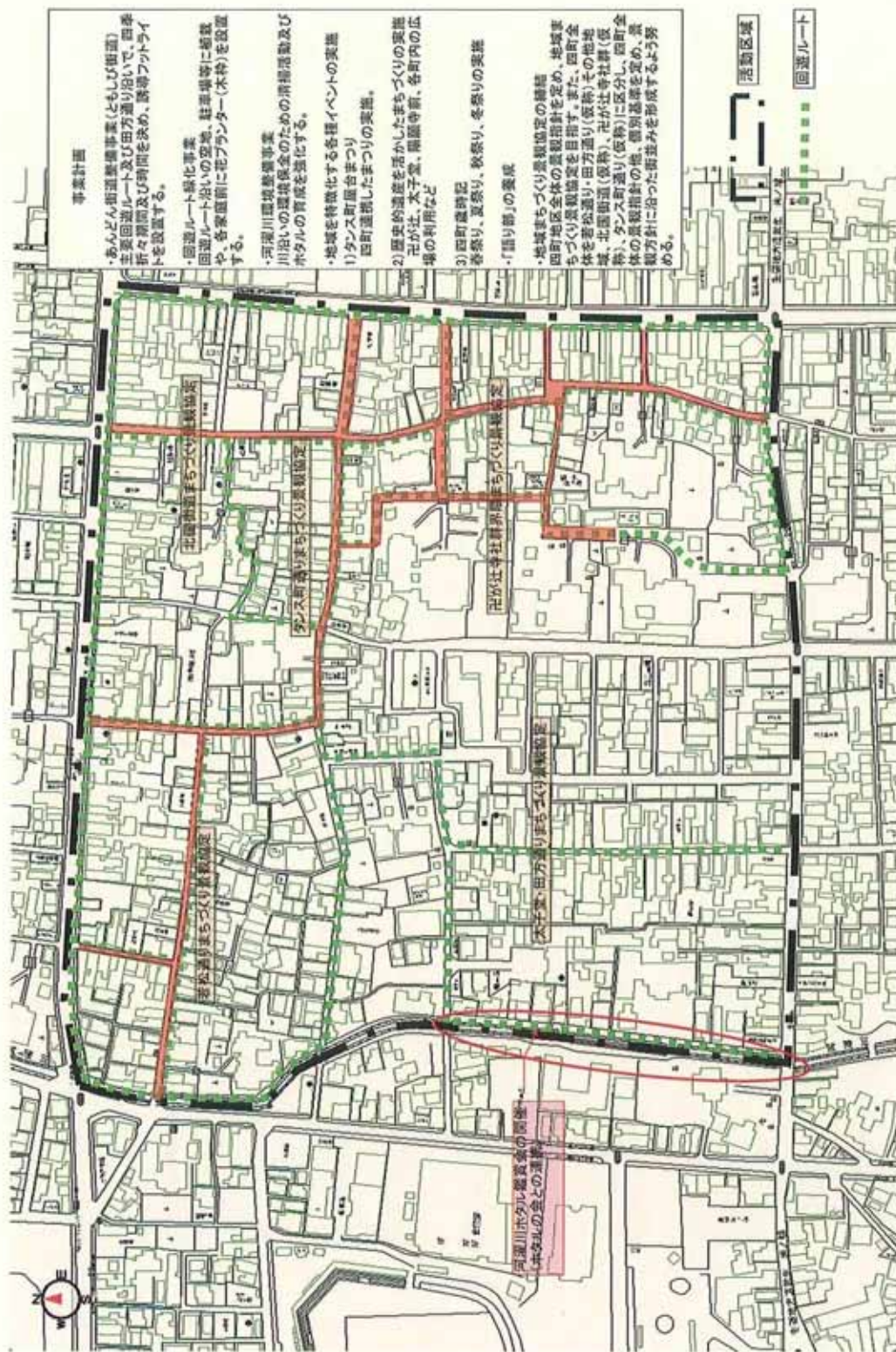
(6) 地域まちづくり景観協定の締結

四町地区全体の景観指針を定め、地域まちづくり景観協定を目指す。また、四町全体を若松通り・田方通り(仮称)その他地域、北国街道(仮称)、朧が辻寺社群(仮称)、タンス町通り(仮称)に区分し、四町全体の景観指針の他、個別基準を定め、景観方針に沿った街並みを形成するよう努める。



四町景観まちづくりに掲げる事業及び措置の実施箇所（参考図）

四町まちづくり事業計画図



四町まちづくり景観協定書素案（参考）

〇〇〇〇地域まちづくり景観協定書

（目的）

第1条 この協定は、越前市住みよい街づくり推進条例（平成19年越前市条例第12号。以下「条例」という。）に基づき、四町（元町、本町、平和町、若松町）地区に受け継がれてきた歴史的遺産や街並み（町屋・寺院・蔵等）の地区固有の景観資源を大切に維持・保全・活用しながら、歴史・文化の薫りのする安らぎのある住みよいまちづくりを推進することを目的とする。

以下の枠内には、個別地区まちづくり基本理念が入ります。

「匠の技がいきづく町」を基本理念とし、

- 1) 歩いて魅力ある商店街
- 2) 住まいとお店が共生する町
- 3) 連続的街並みによる「にぎわい」の創出 を目標とする。

（名称）

第2条 この協定は〇〇〇〇地域まちづくり景観協定（以下「協定」という。）と称する。

（協定の区域）

第3条 この協定の区域は、別図に示す区域とする。

（協定の締結）

第4条 この協定は、前条に定める区域内の居住者及び土地の所有者及び借地権者その他の使用権を有する者（以下「所有者等」という。）全員の3分の2以上の合意により締結する。（以下、協定を締結した者を「協定者」という。）

（協定の遵守又は指導）

第5条 協定者は、この協定を守らなければならない。

2 区域内において建築物等（建築基準法に規定する建築物（条例第2条に規定する建築物をいう。）及び工作物及び屋外広告物法に規定する屋外広告物）の新築、増築、改築、除去、大規模な修繕若しくは模様替え又は外観の色彩の変更（以下「建築行為」という。）が行われる場合は、この協定に基づく内容について第10条に定める協定運営委員会は指導を行うことができる。

（協定の変更又は廃止）

第6条 この協定に係る協定区域、建築物等の整備に関する事項、その他の事項を変更又はこの協定を廃止するときは、協定者の3分の2以上の合意によらなければならない。

（建築物等の整備に関する事項）

第7条 建築物等の建築行為を行う場合は、協定者によって自主的に結ばれた景観形成基準（別添）に適合するように努める。

（建築物の維持管理に関する事項）

第8条 地区内の優れた歴史的建築物（町家、寺院、蔵等）及び協定に沿って整備された建築物並びに敷地内の植樹植栽等は、良好な状態が保持されるよう維持管理に努めるものとする。

(地区施設の維持管理等に関する事項)

第9条 市が整備したポケットパーク等の地区内の公共施設については、別に定める管理協定により協定者が維持管理を行うこととされた場合、当該協定者は適正な維持管理に努めるものとする。

(委員会)

第10条 協定を適切に運営するために、〇〇〇〇地域まちづくり景観協定運営委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、協定者の互選により選出された委員若干名をもって組織する。なお、委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員会に必要なときは専門家の出席及び発言を求めることが出来る。

(役員)

第11条 委員会に次の役員を置く。

委員長 1名

副委員長 1名

2 委員長は、委員の互選により選出する。委員長は委員会を代表し、協定運営の事務を総括する。

3 副委員長は、委員の中から委員長が委嘱する。副委員長は、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、委員長の職務を代行する。

(協定の有効期間)

第12条 本協定の有効期限は、越前市住みよい街づくり推進条例第16条の規定により市長の承認を受けた日から起算して10年間とする。

但し、有効期限の満了6ヶ月前に協定者の過半数の廃止申し立てがない限り、更に引き続き10年間延長するものとし、以後同様とする。

(権利の継承)

第13条 所有権等の変更については、権利の継承とみなす。

(協定外の必要事項)

第14条 この協定に規定するもののほかに、必要事項は別途定める。

(協定書)

第15条 本協定の合意を証するため、本書を2部作成し、協定者はこの協定書に署名押印の上、これを委員長及び市が保管するとともに、その写しを当該協定者各自が保有する。







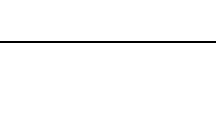
平成 年 月 日

上記の協定書内容に、同意、賛同させる方は、本人が自書のうえ認め印を押印することとなります。

協 定 者

住 所 越前市〇〇町〇〇 - 〇〇

氏 名 四 町 太 郎

		四町全体の景観指針・ 若松通り・田方通り（仮称）	北国街道（仮称）	朧が辻寺社群（仮称）	タンス町通り（仮称）	
景 観 方 針		・住みやすく安らぎのある街並みを形成する。	・積極的に歴史的景観・雰囲気を創出する。	・歴史的景観を保全し、和風を基本とした街並みを形成する。	・商いが見える街並みを形成する。	
		基準の内容	基準の内容		基準の内容	基準に沿ったイメージ
建 築 物 及 び 工 作 物	規 及 位 模 び 置	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的な町家景観に代表される四町地区の街並み景観を阻害したり、突出した印象を与えたりしないよう、建築物及び工作物の規模及び位置に配慮する。 ・建築物の高さ及び壁面の位置は、できる限り隣接する建築物に揃える。 ・建築物を後退させる場合は、街並みの連続性を損なわないよう、門・塀等を設置するよう努める。 				
	形 及 意 態 び 匠	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的な町家景観や街並みの連続性、地区・界隈の景観特性等、周辺の景観との調和に配慮した形態・デザインとする。 ・全体的に統一感のある形態・デザインとする。 ・門・塀は、和風を基本とし、周辺の景観との調和に配慮した形態・デザインとする。 ・回遊ルートに面する町家建築物及び蔵は、地区内の伝統的な建築様式に配慮した形態・デザインとする。 ・公道に面する建築設備等は、建築物との調和に配慮した修景に努める。 				
	色 彩	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観との調和に配慮し、低彩度の落ち着いた色彩を基調とする。 				
	素 材	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観との調和に配慮するとともに、長期間にわたって良好な景観を保つことができる素材を使用する。 ・金属やガラス等の光沢性のある素材を壁面等の大部分において使用する場合は、周辺の景観を阻害したり、浮き出した印象を与えたりしないよう配慮する。 ・回遊ルートに面する町家建築物及び蔵は、地区内の伝統的な建築様式に配慮した素材とする。 				
	敷 地 の 緑 化 措 置	<ul style="list-style-type: none"> ・緑豊かな景観とするため、できる限り多くの緑を確保する。 ・植木鉢等を用いる場合は、和風のデザインを基本とする。 				
屋 外 広 告 物 の 修 景 措 置	<ul style="list-style-type: none"> ・看板等の屋外広告物は、木製など落ち着いた素材とし、街並みとの調和に配慮した統一感のある形態・デザインとする。 					
土 地 景 措 置	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外駐車場等のオープンスペースは、和風を基本とした塀等の設置、もしくは緑化措置を施し、街並みの連続性、地区・界隈の景観特性等に配慮した修景に努める。 					
各 個 別 地 区 基 準			<ul style="list-style-type: none"> ・建築物及び工作物の素材は、自然素材（越前瓦、漆喰、板等）を基本とする。 ・建築物及び工作物の色彩は、白、黒、茶等の低彩度の落ち着いた色彩を基調とする。 ・電柱広告の禁止 	<ul style="list-style-type: none"> ・看板等は、木製で一店舗、一看板、屋号を原則とする。 ・電柱広告の禁止 		

別図（参考図）

別図



3. これまでの取り組みの成果

(1) 今日に至るまでの経過報告

はじめに

4月21日、地域街づくり推進団体として、越前市の認定されたことを受けたことに伴い、「地域街づくり計画」から「地域街づくり協定の締結」までの作業を進めるのに必要な協議・検討していただく専門機関として、(1)景観形成基準作成委員会 (2)街づくり協定推進委員会 (3)わが街をよくする検討委員会の3委員会を設置し、5月13日、四町まちづくり委員の皆さんに、それぞれ分担して頂き、以来、各委員会ごとに精力的に課題のご検討を進めてきていただきました。

事業報告

- 5月31日 第1回役員会
- 6月6日 地域街づくり支援事業(補助金交付決定)と特別会計設置
- 6月10日 第2回役員会・まちづくり情報第1号発行
- 6月17日 街づくり協定推進委員会
- 6月26日 第3回役員会
- 6月27日 わが街をよくする検討委員会
- 7月4日 街づくり先進地(大野市寺町通り)視察 26人参加
- 7月7日 役員会
- 7月5日 まちづくり情報第2号発行
- 7月18日 景観形成基準作成委員会
- 7月24日 わが街をよくする検討委員会
- 7月28日 街づくり協定推進委員会
- 8月1日 景観形成基準作成委員会
- 8月7日 タンス町屋台まつり打合せ
- 8月8日 わが街をよくする検討委員会
- 8月9日 3委員長と行政側との合同会議
- 8月19日 太子堂(平和町)の歴史的建造物認定判明に伴う平和町選出委員との対策会議
- 8月20日 景観形成基準作成委員会
- 8月25日 卍が辻周辺の修景事業にかかる事案について寺側へ四町区長とご挨拶に参上
- 8月26日 わが街をよくする検討委員会
- 8月26日 地域街づくり計画の進捗後の行政による支援事業についての意見交換会(四町区長・タンス町役員らで)
- 8月28日 街づくり協定推進委員会
- 9月5日 景観形成基準作成委員会
- 9月8日 街づくり協定推進委員会
- 9月15日 「まちづくり情報」第3号発行
- 9月18日 わが街をよくする検討委員会



4/21 推進団体認定

- 9月19日 地域街づくりイベント実行委員会
- 9月24日 第4回役員会
- 10月 6日 第5回役員会
- 10月 7日 景観街づくり検討委員会委員総員会議
(各委員会報告の承認)
- 10月15日 「まちづくり情報」第4号発行
- 10月23日 景観街づくり計画説明会(若松町)
- 10月24日 景観街づくり計画説明会(元町)
- 10月25日 景観街づくり計画説明会(本町)
- 11月 2日 タンス町通り屋台まつり(昭和の花嫁行列)
- 11月 3日 第6回役員会
- 11月 4日 景観街づくり計画説明会(平和町)
- 11月15日 「まちづくり情報」第5号発行
- 11月18日 地域街づくり協定「タンス町通り」景観協定を市に認定申請を行う(11月26日付け認定)
- 12月 8日 第7回役員会(四町まちづくり計画書作成)
- 12月15日 「まちづくり情報」第6号発行

景観街づくり計画の説明会状況



四町内別住民説明会を10/23～11/4の間、開催しました。

「住む人に、心やすらぐ景観まちづくり」めざす！

”住民代表33人、街並み景観で討議はじまる”

Ⅱ 3つの委員会・十月目標に意見集約へⅡ

「元町・本町・平和町・若松町およびタンス町界隈まちづくり実行委員会」で組織する「四町まちづくり協議会」が越前市の「地域街づくり推進団体」に認定されたのが、本年4月21日。その地域街づくりへの計画案を練るために、「景観形成基準作成」「街づくり協定推進」「わが街を良くする検討」の3委員会を設置するとともに、四町内より選ばれた住民代表33人が、分野別テーマで、6月より一斉に討議を始めた。各委員会は、十月目標に意見の集約を予定し、地域の皆さんへの説明会に備える。

歴史に調和した景観づくりを

〈景観形成基準作成委員会〉

四町まちづくり協議会に課せられた「地域街づくり」のテーマは、「歴史に調和した景観に配慮した街づくり」である。

6月27日開催の同委員会（笹田洋一郎委員長は、住宅地における建築物は、周辺との調和にため、付属物、看板などは景観に配慮する他、建物の色彩、高さ、壁面線の統一、屋根の素材、形状の調和、生け垣の普及、付属物の目隠しなどが話し合われた。この中で、委員からは、「この四町内には狭い道路が多く、幅を広げる街づくりが必要。特に、車社会を考慮

し、自家用車と景観の両立は厳しい」との意見もあった。次回はこの論点に添って、

「歩いて楽しい歩行者空間」の創出を

〈わがまちを良くする検討委員会〉

越前市が四町まちづくり協議会を「地域街づくり推進団体」に認定した狙いは、四町地区にある寺社群や辻が辻、匠のまち「タンス町界隈」など、景観形成に最も適していることを挙げていて、その取り組みへの期待は大きい。

四町まちづくり協議会では、その期待に添う目的で景観を柱にした街づく

て、景観基準（街づくりルール）に沿った建物・意匠景観措置などモデルを紹介し、街づくりに理解を深めていただくガイドブックに取り組む。

6月27日開いた同委員会（内藤良秀委員長は「歩いて楽しい歩行者空間の創出」をテーマに灯（とも）やアイディアをお寄せいただくことも歓迎している。

「景観街づくり」のゾーン選定に照準

〈街づくり協定推進委員会〉

街づくり協定は、二つの委員会と連携して街づくり計画案をまとめた結果を地域の皆さんへの説明と越前市と街づくり協定を進めるのがこの委員会の役割。

6月17日開いた同委員会（佐々木修委員長）は、四町全体の街づくり構想と具体的に開かれたワークショップでまとめた回遊コースを最優先に街づくり協定ゾーンにすることにしている。

街づくり協定は、越前市の「住みよい街づくり推進条例」に基づくもので、協定区域

用のトイレ、休憩所、寺の開放、街灯のレトロ調など、多くの課題が語られたが、これどのように地域の方々にご協力いただくか、住む人に心やすらぐ街づくりを進める上で取り組みを、さらに詰めていく方針。

地域の皆さんからの提言やアイディアをお寄せいただくことも歓迎している。

内の建造物および工作物、広告物等の整備に関するものほか、建築物等の新築、増築、改築、移転、除去、大規模な修繕もしくは、模様替え、外観の色彩の変更などに、行政の支援を受けられる仕組み。



ホット情報

町家の良さを知って頂こうと、昨年、福井大学の学生さんが若松町の空家となっていた長屋を借り受け、居住体験、学生のゲストハウス、シェア寮用に大改修し、市民のご利用を呼びかけている。イベント、会議、宴会などにご利用希望の方は、福大野嶋研究室（08014703231）または越前市まちづくりセンター（0778256802）にお問い合わせください。



「景観街づくり計画」成案へ急ピッチ

「安らぎと住みよい街づくり」めざす。

10月中にも地権者・住民説明会予定

街づくり検討委員会

四町内より選ばれた景観街づくり検討委員 34 人の皆さんが、この春から、「景観形成基準作成」「街づくり協定推進」「わが街をよくする事業検討」の専門委員会に分かれて、昨年 1 年かけて開かれたワークショップでまとめた「四町まちづくり計画」をベースに審議を重ね、この 9 月中にも「安らぎと住みよい街づくり」をめざす景観街づくり計画案をまとめ、10 月中にも地権者・住民への説明会を開くことになっている。

景観形成基準作成委員会

四町全体と地域別に分け基準作成

景観街づくり計画のキャナメとなる「景観形成基準作成委員会」(笹田洋一郎委員長)は、建築物および工作物の規模・位置や形態・意匠・色彩・素材・そして敷地の緑化措置・屋外広告物と土地などの修景措置についての景観基準を定めるとともに、これに伴う地権者、住民のご理解・同意をいただくために「四町全体の景観指針」と、歴史や地域の特徴を生かした地域別の景観形成の目標を、次のように標記することになった。

- ◎ 四町全体と若松どおり、田方通りを「住みよく、安らぎのある街並み形成する」
- ◎ 北国街道沿いを、「積極的に歴史的景観・雰囲気を出創する」

◎ まんじが辻界隈を「歴史的景観を保全し、和風を基本

わが街をよくする検討委員会

太子堂(歴史的建造物)周辺、回遊コースに

「景観街づくり計画」に合わせて、住む人も、訪れる人も好感もたれる街づくりを考える「わが街をよくする検討委員会」(内藤良秀委員長)は、タンス町や、北国街道など主要回遊ルートに行灯設置で灯(ともしび)街道の演出や、回遊ルート沿いの空き地、駐車場などに植栽やブランター設置、河灌川沿いの環境保全とホテルの生育事業の推進を



わが辻

とした街並み形成」
タンス町通り、商いが見える街並み形成する」

「景観街づくり計画」に合わせ、住民自らの活動、実践を呼びかける。
このほか、太子堂(歴史的建造物)周辺や、これにつながる田方通り(平和町)を回遊コースに入れることを決めた。
また、11月2日に行われる「タンス町屋台まつり」を協賛することに關連して、四町内にある祭りやイベントを、四町の賑わい事業(歳時記)に取りあげることになっている。

街づくり協定推進委員会

＝景観街づくり協定原案決める＝

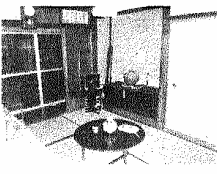
景観形成基準作成委員会がまとめた「景観基準案」や、わが街をよくする検討委員会が提唱する「事業計画案」を一つにまとめ、地権者や、住民の皆様にご理解、ご協力いただく説明と、これに賛同していただく協定書を交わす作業を担当する「街づくり協定推進委員会」(佐々木修委員長)は、9月8日に開いた最終委員会で、四町全体の景観指針と、一般地区(若松通り・太子堂周辺と田方通り)・タンス町通り・まんじが辻界隈と寺社郡通り・北国街道とに分けた景観街づくり協定書原案を協議し、承認した。
協定書原案をめぐっては、委員から、「同意に伴う拘束力の有る無しについて、真意をただされましたが、市側から、あくまでも景観街づくりの理念を理解し、協力する意思を表明して頂くためのもので、個々の自主的な判断を拘束することは出来ない」とし、協定書を交わす上での留意点を強調し、理解を求め、了承された。

ホット情報

同委員会は、地権者や住民の方々への同意を求める説明会を、三委員会の計画案を調整した上で、10月中にも各町ごとに開催。引き続き協定書を交わすための地域別説明会開催を決め、準備することになった。

若松町に「たんなんFM」開局
10月から、若松町6の1(元大久保一彦氏宅)に、サテライトスタジオが開設されることになった。
1階は、スタジオ、イベントホール、ご休憩に、会合に。
2階は、塾に活用。塾名は江戸時代に存在した「風鳴塾」を復興。

持論、町家のもつ庶民的空間の環境を大切にしながら放送番組制作にあたる。市民の皆様の情報発信に、ふれあいの場を利用して貰えることをモットーに。お気軽にお立ち寄りください。



たんなんFMスタジオ

「景観街づくり計画」の原案まとまる

街づくり検討委員会

「街づくり憲章・景観形成基準なども」

各町説明会の日程も決める

ことし4月、四町まちづくり協議会が越前市の「地域街づくり推進団体」に認定されたことに伴い、これに取り組むための「景観街づくり検討会議」は、景観形成基準や、街づくり事業計画など、専門委員会で4カ月におよぶ意見交換を重ね、このほど開いた最終委員会で、地域の地権者・住民の皆様説明する「景観街づくり計画」の原案を、ようやくまとめることになった。

「四町の街づくり憲章宣言」を採択

「街づくりに取り組む基本理念を内外に示す」

約半年におよぶ「景観街づくり」への意見交換を受けて、このほど開いた最終委員会（10月7日開催）は、四町がめざす「景観街づくり」の基本理念を内外に示そう、と、

- ① 歴史・伝統・文化に彩られた住みやすいまち
 - ② 商いと住まいが共存する元気な町
 - ③ 楽しく散策できる魅力ある街並み
- の3項目を掲げた「街づくり憲章」を宣言することを確認するとともに、街づくりに取り組む地名を「越前武生・北国街道界隈まちづくり協議会」とすることも決定した。
- そしてまた、宣言文には、

- ① 四町全体の目標
- ② タンス町

- ③ 北国街道
 - ④ 卍が辻寺社郡界隈
- に分けて、特色ある街づくりの目標を定めることにしています。

主要回遊ルートをもしび街道に

「四町全体の景観指針、事業計画案」

景観街づくり検討会議の基本課題であった「四町全体の景観指針と、タンス町通り、北国街道、卍が辻・寺社郡界隈に分けた景観形成の基準案」について、これまでの意見交換を踏まえて、地域の特性、特色を生かした街並み形成をめざすことを決めるとともに、「景観まちづくり」を補完する事業計画案では、

- ① あんどん街道整備事業（主要回遊ルートをもしび街道とし、四季折々の期間・時間で街中の賑わいを演出する）
- ② 回遊ルートの緑化推進
- ③ 河津川環境整備事業（ホタルの生育活動の支援）
- ④ 地域の特徴を生かしたイベントの実施
- ⑤ 卍が辻、太子堂など歴史遺産を生かしたまちづくり

タンス町界隈がいま面白い。 ＝「タンス町屋台祭り」11月2日開催＝

菊人形開催に合わせ、「府中菊街道」で賑わいを演出し、評判となっている「タンス町界隈まちづくり実行委員会（上坂哲夫会長）では、今年も11月2日「屋台祭り」を開催し、街中のにぎわいを創出する準備が進んでいる。

ことしは「屋台祭り5周年」にあたることから、「花嫁行列」の特別記念行事を企画し、昔なつかしい風情を再現するなど、「匠の技が息づく町」での催し



- ⑥ 地域まちづくり景観協定
- 四町全体の景観指針、北国街道、卍が辻寺社郡、タンス町通りなど、個別の基準を定め、景観について協定する
- など挙げています。

して、多くの人びとで賑わうことが期待されている。

▼「屋台祭り」は…
同町内通りで、午前10時～午後4時まで
ぜんざい、おでん、野菜、新鮮果物、自然食品、海産物、手造り小物などのフリーマーケットが準備されている。

▼「花嫁行列」は…
12時30分に蔵の辻を出て、タンス町まで練り歩き、最後に模擬結婚式を挙げるという。

四町まちづくり協議会は、この屋台祭りをさらに盛り上げるために「ビンゴゲーム」などを用意し、皆さまのご来場をお待ちしています。

「景観街づくり計画」 説明会日程決める

四町まちづくり協議会では、「景観街づくり計画案」がまとまったことを受け、次の日程で各町で説明会を開くことを決めました。

- ▽ 平和町：10月20日
太子堂会館で
 - ▽ 若松町：10月23日
太田会館で
 - ▽ 元町：10月24日
交流センターみどり
 - ▽ 本町：10月25日
交流センターみどり
- ※開会の時刻は、いづれも午後7時からです。

景観まちづくり計画 四町で説明会開く



(10月23日、若松町の太田会館にて)

越前市の「地域街づくり推進団体」の認定を受けた四町まちづくり協議会では、この春から、四町内の各町より選ばれた住民代表33人が、景観形成基準、景観協定推進、わが街を良くする事業検討の三部門に分かれて、「四町の景観街づくり計画」について協議・検討を重ねた結果、「歴史、伝統、文化に彩られた、住み

よいまち」を目指すまちづくり宣言をはじめ、四町全体と、タンス町、北国街道、亘が辻、寺社郡界隈のエリアに分けた景観基準と、住民自らが取り組む灯(ともしび)街道や緑化推進、ホタルの生育支援などの事業計画をまとめ、10月23日の若松町を皮切りに、町ごとの説明会を開催した。

説明会は、24日に元町、25日に本町、11月4日に平和町の順で開催。延べ150名の方々が出席され、住民による景観協定について「拘束されるのではな

いか」との問いがありました。が、平和町での説明会では、住民側から「住民が一つになって進める街づくりであり、みんなが理解し、みんなが協力し合うのがまちづくりだ」との意見が出されて、協議会側が示した



大層にぎわった屋台まつり



今年、5年目を迎える屋台まつりを記念して、同町のおかみさんたちでつくる女性の会「花嫁行列」を企画し、準備が進められた。

この日、仁愛大生らが扮した昭和初期の花嫁行列を一目見ようと大勢の人が通りを埋めつくした。「タンス町のかつてのにぎわいを取り戻そう」と行われる屋台まつりに協賛して、四町まちづくり協議会では、円徳寺様前広場で「お楽しみビンゴゲーム大会」を開き、1500人余の方々が集まり、豪華景品番号が出るたびに歓声が沸いた。

折しも、四町まちづくり協議会では「地域景観まちづくり計画」で、タンス町通りの景観まちづくりを区民間で協定し取り組むことを申し合わせ、越前市に承認申請する直前のイベントが大盛況裡に終えた意義をさらにアップした」と評価する声も広がっている。

同協定書では「匠の技が息づく町」を基本理念とし、①歩いて魅力ある商店街 ②住まいとお店が共生する町 ③連続的街並みによる「にぎわい」の創出を目標とするとしている。

タンス町の知名度、さらにアップ!

四町まちづくり協議会 協賛のビンゴゲーム大会開催

11月2日、朝から市内外から大勢の人がびとがタンス町通りに詰め掛け、にぎわいを見せた。

「タンス町の知名度、さらにアップ!」

タンス町通りが 景観協定承認申請へ

四町まちづくり協議会の「景観街づくり検討委員会」が練りに練って打ち出した「四町景観まちづくり計画」に添って、タンス町通りの皆様がこのほど「タンス町通り地域まちづくり景観協定書」に同意いただき、近く越前市長に、これの承認を求める申請書を提出することになりました。

交流センターみどり 防災訓練 12月6日(土)

利用登録団体対象に実施へ
四町まちづくり協議会では、自然災害が多発している現状にかんがみ、交流センターみどりを活用されている登録団体の皆さんを対象に簡単な防災訓練を、次により実施します。皆さんのご協力をお願い申し上げます。

- ▽実施曜日
12月6日(土)午後1時半、集合場所
- ▽交流センターみどり
- ▽防災関係者によるアドバイスや、避難手引きなどの講話を受けます。

まちづくり情報

タンス町通りの皆さんが、「景観保全」へ協定



景観協定書を奈良市長に提出する四町まちづくり協議会

「この町に一番似合う」との発想で準備されたタンス町通りの屋台まつりに合わせて行われた「花嫁行列」は、一目見ようと市内外から大勢の人が詰めかけるなど、タンス町の知名度はさらにアップした。
タンス町界隈まちづくり実行委員会（上坂哲夫会長）では、早くからこの町界隈の活性化に着目し、この地域の資源を生かしたまちづくりを目指して、府中病院道と屋台まつり・あんどん街道の実現などに力を入れてきた。

地域資源生かしたまちづくりで結束 越前市に協定認定を申請

そんな中で、四町まちづくり協議会が、市の「地域まちづくり推進団体」に認定されたことを受け、景観の維持・保全をはじめ、来訪者用の休憩所、トイレ、駐車場、そしておもてなし店（匠の駅構想）のほか、景観に配慮した電柱の除去など、地域住民の意向を汲みあげながら、「未来のまちづくり構想」が、いままも続けられている。
四町まちづくり協議会による「景観街づくり計画」の協議が完了し、各町説明会が終了したことに伴い、同地域内の地権者・住民49世帯の皆さんが「越前市住みよい街づくり推進条例第16条」に基づく、タンス町通り地域まちづくり景観協定に合意されたことにより、同条例第2項の協定が成立することになった。

この日、認定申請を行うために四町まちづくり協議会の役員のほか、タンス町界隈まちづくり実行委員会の会長らが奈良越前市長と面会し「地域街づくり協定認定申請書」を手渡した。
この日、認定申請を行うために四町まちづくり協議会の役員のほか、タンス町界隈まちづくり実行委員会の会長らが奈良越前市長と面会し「地域街づくり協定認定申請書」を手渡した。
この日、認定申請を行うために四町まちづくり協議会の役員のほか、タンス町界隈まちづくり実行委員会の会長らが奈良越前市長と面会し「地域街づくり協定認定申請書」を手渡した。

市議会まちづくり対策特別委員会一行で懇談会

この春から、市の「地域街づくり推進団体」に認定された今立・五箇地区と四町まちづくり協議会が進める景観街づくり計画について関心を寄せ、その進捗状況や課題を調査・研究する目的で、市議会まちづくり対策特別委員会（藤原一委員長）の一行が、11月8日、交流センターみどり、四町まちづくり協議会とタンス町界隈まちづくり実行委員会の役員との懇談会が開催された。
懇談会では、これまでの四町まちづくり協議会の取り組みについて聞きとりながら、地域住民との協働、自治振興会と連携の必要性などが語りあわれた。

若松町住民が搜索訓練 区長の協力要請に 23名が出勤

認知症による徘徊は、家族や本人がとて不安になる心配な症状です。認知症による徘徊を閉鎖的に捉えるのではなく、徘徊が発生しても、地域全体で対応できる体制を組み立て、支える「安全で安心な町」を目指そうと、11月23日、市の徘徊SOSネットワークと共同して若松町が搜索訓練を実施しました。
訓練は、実際に町内の高齢者が徘徊で行方不明となつて、家族より搜索願いが出されたことを想定。
①高齢者家族は、家族の徘徊が発生したと思われる情報を区長に伝える。②区長は、徘徊者と思われる情報（氏名・年齢・性別・行き先・服装・移動方法などを聞きとり、町内の関係連絡先と市の長寿福祉課へ連絡し、搜索を依頼する。③関係者は、区長の要請を受け、集合場所、搜索方法、区域など協議した上で搜索を開始する。④搜索者は、徘徊者を発見したら、発見時間、場所、様子などを区長に電話で報告する。などの手順で搜索を開始します。

認知症高齢者の徘徊（はいかい）に対応訓練

この日、出勤した住民が7班に分かれて、徘徊者探しに出發。搜索開始から約45分後に徘徊者を発見、電話で区長に連絡して太田会館に引き上げ、訓練を終了しました。



徘徊者の情報を伝える区長（太田会館で）

この訓練の様子を丹南ケーブルテレビに、5チャンネルで放送します。放送は、12月8日（土）約7分間の放送です。

景観街づくり事業推進のための組織

1：景観形成基準作成委員会

町名	委員名
委員長 本町区長	笹田 洋一郎
元 町	徳橋 貞昌
元 町	沢田 稔
本 町	上坂 昌輝
本 町	内藤 和行
平 和 町	村口 耕一
平 和 町	小形 淳吾
若 松 町	飛坂 栄慶
若 松 町	松村 安章
タンス町	橋本 サチ子

2：街づくり協定推進委員会

委員長 元町区長	佐々木 修
元 町	池田 芳男
元 町	高井 千賀子
本 町	奥野 弥
本 町	伏井 すみえ
平 和 町	梅原 俊之
平 和 町	鶴来 はつね
若 松 町	西野 善文
若 松 町	酒井 亮一
タンス町	上坂 哲夫

3：わが街をよくする検討委員会

委員長 若松町区長	内藤 良秀
元 町	三崎 一幸
元 町	岡本 祐鳳
元 町	大井 弘行
本 町	鈴木 現秀
本 町	六戸部美佐子
平 和 町	坂本 成伸
平 和 町	田倉 清二
平 和 町	伊藤 護
若 松 町	野口 智
若 松 町	内藤 三恵子
タンス町	松井 千可代
タンス町	内藤 吉男

四町まちづくり協議会役員名列（H20.12.15 現在）

会 長 関 俊 雄（若松町）

副会長 佐々木 修（元 町）

〃 笹 田 洋一郎（本 町）

〃 内 藤 良 秀（若松町）

会 計 坂 本 成 伸（平和町）

「介護予防八
ウス西」管理 内 藤 吉 男（本 町）

監 事 徳 橋 貞 昌（元 町）

〃 奥 野 弥（本 町）

